

第2回研究会における主なご意見

1. 介護休業等の対象者について

（対象者について）

- 「障害児・者や医療的ケア児を介護・支援する場合を含む。」と追記したことについては、「介護休業制度」の対象が高齢者には限らないことを明示したものと受け止めた。
- 対象家族については、「障害児・者」と同様に、「医療的ケア児『・者』」と書いた方がよいのではないか。
- 介護休業は、“対象家族の中で常時介護が必要”な人がとれる。その意味で、「対象家族」の用語を前の方に持ってきた上で、説明を追記し、同居の有無にもかかわらず示した方がよいのではないか。
- 企業実務では同居の有無という質問が実はすごく多い。公的に同居の有無を問わないことを記載いただけるのはありがたい。

（（1）と（2）の順番について）

- （1）（2）の入れ替えには感銘を受けた。現在は、（1）に書かれている要介護2以上という文言を見て諦めてしまう方が多い。まず、表が先に書かれることが、介護をする家族にとってわかりやすい。

2. 判断基準の各項目について

（⑧危険回避行動：（注5）の記述について）

- 案において、「知的障害、自閉スペクトラム症などにより」とあるが、障害をより広く拾うため、「発達障害を含む精神障害、知的障害などにより」としてはどうか。自閉スペクトラム症は発達障害の一つであり、発達障害も認知症も精神障害に含まれるので、発達障害を明示した、「発達障害を含む精神障害、知的障害」という形で入れると良いと思う。
- 「なるべく広く拾う」というコンセプトは賛成。一方で、親は自閉症が精神障害に含まれることを認識しているが、企業の人事担当にはわかっていない人もいるだろう。このため、明確に「自閉スペクトラム症」という例示を書く案とどちらも考えられると思う。
- 「なるべく広く拾いたいけれど、例示があったほうが良い」というのは相反する要請のようにも思うが、個別の名称があったほうが良いのか、それとも発達障害という文言があれば良いのか。
- 「発達障害を含む」という表現であれば現場でも混乱はないのではないか。

(⑩認知行動上の課題について)

- 認知症高齢者を想起させる「周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある」の後ろに、「日常生活に支障を来すほどの認知・行動上の課題がある」を追記することについては、注がわかりやすくてありがたい。

(⑪医薬品又は医療機器の使用・管理について)

- 飲み薬を想起させる「薬の内服」とあったものを、経管栄養、人工呼吸器の管理といった各種の医療機器の使用・管理等も念頭に置いて、「医薬品又は医療機器の使用・管理」と書き方を変えたことはよいと思う。
- 医療の専門家にとっては「医薬品管理」というと、薬剤師や看護師のイメージが強くなることを懸念。よく整理してほしい。

(ダブルカウントの有無について)

- 一つの困難事象について、あれにもこれにも当てはまると社員が主張してくる懸念がないかという観点から、今回追記した事項について、複数の項目で評価することになっていないか、例えば、今回追記した、⑧危険回避ができない、⑨注6の自傷・他害行為、⑩認知行動上の課題について重複はないか、整理が必要。

(引きこもり・不登校)

- 引きこもり・不登校の問題だが、引きこもっている事実そのものではなく、①～⑫の表をみて判断すると理解。
- 引きこもり・不登校については、学習障害やADHDなど、現場がわかりやすい表現であるといいなと思う。5領域20項目の対応する部分を、運用でわかりやすく説明すれば、子どもたちの状態を評価できるのではないか。

3. 関連する検討事項等について

(提出書類提出について)

- 企業が、要介護状態にあると認めるために労働者に提出してもらう書類について、あらかしや規定例に例が載っていると認識しているが、障害児・医療的ケアが必要なお子さんについて、具体的な書類の例を追加することも検討が必要ではないか。

(その他の指摘事項)

- 子の看護休暇と介護休暇の使い分け、という話があるが、前者は年齢制限

があるが、後者は年齢制限がない。大切なことは、労働者がどんな制度を同時にさまざまに利用することにより。仕事と介護を両立しているかということ。